大鹿村森林経営管理制度実施方針(実施計画)

1 趣旨

大鹿村森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」という。)は、大鹿村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう大鹿村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1)現況と課題

- 大鹿村の森林は 23,737ha で、うち民有林は 15,404ha となっている。
- 民有林人工林(7,681ha)で、所有者自らが管理する森林(公有林・団体有林・集落有林を除く森林)が2,522haあり、そのうち令和元年度時点で1,929haが間伐等の整備が必要な状態にある。
- 大鹿村内では、飯伊森林組合により各集落単位の個人有林中心に集約化して森林整備を実施している。
- 大鹿村は、鹿塩地区・大河原地区の2地区に分かれており、さらに27の 小集落に分散している。その内清水地区において、長野県のふるさと条例に 基づく、里山整備利用推進地域に認定されている。
- 平成30年の台風災害、令和2年の豪雨災害では多くの集落が被災し、住民の生活を脅かした。また、村では集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在しており、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

<u>(2)基本的な考え方</u>

- 大鹿村では、森林所有者(森林組合への長期施業委託含む。以下同じ)による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- また、意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界 の明確化について、地籍調査が不明瞭な地区について作業を進める。
- 森林整備を進める場所は、飯伊森林組合が計画的に進めていくよう促す とともに、森林経営計画の樹立についても積極的に取り組む予定である。 なお、その他森林については、環境林の意向調査が完了し整備の体制が整 い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 生産林として除外する森林

· 森林経営計画樹立森林

塩原地区(37 林班)

深ヶ沢地区(69 林班)

西山地区(20、23、24、89~93 林班)

栗洞地区(127、128、130~135 林班)

中峯地区(36、38 林班)

牧休地区(67 林班)

北入地区 (26~28 林班)

桃割地区(68 林班)

中沢入地区(204、205 林班)

南山地区(50~53 林班)

向山地区(46、144~146 林班)

北条地区(76 林班)

北の原地区(65 林班)

南山 2 地区 (47~49 林班)

青田山地区(192、193 林班)

鳥倉(水の口)地区(147 林班)

北の原2地区(66~69 林班)

沢井地区(42 林班)

森林経営計画樹立候補森林

13、14、97、151、152、林班

- ·公有林(村有林、県有林)
- 団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 一般社団法人 長野県林業公社

• 集落有林

部奈区 生產森林組合

峠区 生産森林組合

釜沢部落

中峯部分林

入沢井部分林

上蔵部分林

下市場部分林

上青木部分林

・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

・居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。

- ・抽出した林班のうち、人工林で過去 10 年間に施業履歴がない森林に ついて意向調査を実施する。
- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源 1,015 ha・・・詳細は別紙1森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 意向調査は令和3年度から開始する。
- ・意向調査は39、41 林班から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあっては地区の状況によって 個別対応(個別訪問、地区説明等)も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあっては直接回収も検 討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、大鹿村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査等の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権 を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林組合に 照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再 委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則 第33条1口に基づく区域設定を検討する。
- ・森林管理経営権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本 とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

・村が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。

- ・森林環境譲与税は大鹿村森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。
- ・大鹿村森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の 森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業 普及指導員や地域林業関係者で構成される大鹿村林務委員の意見を聞き ながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林 簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮 し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南 信州地域の市町村と連携し、情報の共有その他連携をして進める事項の 検討を進める。